

## 序 章

# 地域的多様性のなかのイスラーム金融

鈴木 均・濱田 美紀



### はじめに

昨今、日本においてもイスラーム金融という言葉は、特に目新しいものではなくはなくなったが、日常的にイスラーム金融の情報に触れる環境にいたため、まだ何か特別な金融手法という印象があるかもしれない。

現在、日本でイスラーム金融に関心をもつ人は、金融という側面から興味をもつタイプと、イスラームという側面から関心をもつタイプの大きくふたつに大別できると思われる。金融に関心がある人々の多くは、イスラーム金融は、手法は異なるものの従来の金融と同様の取引が可能であることを理解し始めている。一方、中東地域やイスラームからイスラーム金融をみる人にとって、イスラーム金融は1970年代からあるものであり、特に目新しいものではない。そして現在、世界的に拡大の動きのあるイスラーム金融は、従来型金融の複製でしかないと、いささか冷ややかな目でみている感もある。

このような異なった見方が生じるのは、イスラーム金融が金融と宗教というふたつの異なる要素から成り立っているためである。さらに国や地域によってイスラーム金融の実践が異なっているという事実も影響していると思われる。そこで、本書では先進国、開発途上国、イスラーム国、非イスラーム国など政治的、経済的背景の異なる16の国と地域におけるイスラーム金融の現状をまとめ、グローバル化が進む世界経済において、イス

ラーム金融の実践は実は一様ではないという事実を確認する。具体的には、イギリス、シンガポール、マレーシア、香港では、イスラーム金融取引を充実させることが従来型の金融システムを補強することであるととらえ、イスラーム金融の発展に努めている。そのために従来型の金融商品と遜色のない金融商品の開発と、より円滑な取引を行うための国際基準を整えることが自国の利益にかなうととらえている。一方、中東などでは、イスラーム国であることがかえってイスラーム金融を正面から取り上げることを難しくしている事実がある。イスラーム金融の扱い方によっては政治的な問題に発展する可能性があるため、政府の立場とイスラーム金融の実践のあり方は必ずしも一様ではない。

このような違いは、イスラームがもつ政治、社会、経済という領域と、金融という経済の一分野が扱う具体的な事象との重なり具合の違いによって生じてくる。その結果として、今私たちがイスラーム金融という共通の事象をみようとしても、みえてくる事実が国・地域により異なってくるのである。このような差異を確認し、それをどのように理解したらよいかということを検討することが本書の目的である。

2000年代以降イスラーム金融は年率15～20%の勢いで拡大し続けてきた。2010年、イスラーム金融資産は1兆米ドルに達するとみられ、世界的な金融危機の影響のなかでも比較的安定的な伸びを示した。ムーディーズはイスラーム金融の潜在的規模は5兆ドルとの見方も示しており(Bloomberg Businessweek, April 6, 2010)、今後も拡大する余地のある有望な市場であるといえる。こうした急速な拡大の背景には、原油高によるオイルマネーの増大とその大量な資金の投資先を分散することが必要であったことがあるといわれている。また、多額の資金の取引を可能にするために、資本市場でのイスラーム金融商品の開発(イスラーム債券:スクークなど)が進んだこともこの拡大を支えている。またイスラーム国でのイスラーム金融に対する認識の高まりも、イスラーム金融の裾野を広げてきたといえる。さらに、こうした目覚ましい拡大が、イスラーム金融市場に参入するプレーヤーを増やし、それによりこれまで地域ごともしくは取引ごとに断片的であったイスラーム金融市場を接近させているといえる。

本書は、グローバル化が進むなかでのイスラーム金融の現状を分析するが、序章ではその理解を助けることを目的として次節でイスラーム金融の原理およびその特徴について説明をする。続く第2節では、イスラーム金融の実践のあり方の違いを「国家」と「イスラーム」の関係から考察し、国と地域による差異・類似を整理する。最後に本書の構成を説明する。

## 第1節 イスラーム金融の特徴

### 1. イスラーム金融の概念

イスラームの聖典であるクルアーンは、イスラーム金融では「利子（リバー）」を禁止し、さらに「投機（マイシル）」を避けることを教えている。イスラーム金融を実践するうえで最も重要な点は「利子を避けること」であるが、これは利子を使わないことを目的とするというよりも、利子禁止の背後にあるイスラームの経済理念を実現させるために、利子をとまわらない取引を使っていると考える方が、イスラーム金融を理解する近道ではないかと思われる。なぜならば、イスラーム金融の本質的な特徴のひとつとして「融資」より「投資」を好む点があるとはいえ、このことを捨象して、あまり利子の禁止ばかりを強調すると、日常的に「金利」や「利息」といった言葉に慣れ親しんだ日本人にとっては、イスラーム金融がひどく特異な取引であるような印象を与えてしまうからである。

利子禁止の背後にあるイスラームの経済理念とは、公平性や公正の確保、所有権の尊重とその適正な運用、不労所得やそれに類する不当な経済活動の禁止、等価交換の原則である（小杉・長岡 [2010]）。また、一般に時間の対価とされる利子を禁止することは、必ずしもイスラームの経済理念に時間効用の概念がないことを意味するものではない。お金を貸して、そのお金が事業に投資されたり、車や家の購入や橋や建物の建設など確実なモノに使われたりすることで、時間を通じた利益配分や手数料という形で支払を受けることはイスラームの理念に反しない。したがって異なる時点で

の取引は、イスラーム金融でも可能であり、実際イスラーム金融の多くの取引はこうした形をとっている。イスラーム金融が禁忌するものは、貸し手が、お金がどのように使われその結果がどのようになるかにコミットすることなく、時間を通じたお金の対価だけを徴収することである。お金は経済を動かすためには重要な媒体ではあるが、経済の主体は実物経済にあることをイスラーム経済は主張しているといえる。

イスラーム金融を規定するイスラーム法は対象範囲が人間の生活のあらゆる場面におよんでいる。イスラーム法は、信仰や祈り、貧しい人に施しを行う喜捨、断食や巡礼といった宗教的な実践だけでなく、ムスリムの日々の生活に関する社会的規範もカバーしている。イスラーム社会での行為はイスラーム法に照らして①義務行為 (*farḍ* または *wajīb*)、②奨励される行為 (*mandūb* または *mustahab*)、③許容される行為 (*ja'iz* または *mubah*)、④禁止ではないが望ましくない行為 (*makruh*)、⑤禁止行為 (*haram*) の5段階の行動規範に分類され、これらの規範が金融取引にも可能な限り適用されるのである。

リバー（利子）の禁止に続いてイスラーム金融で重要なのは、ガラル（不確実性）の禁止である。このガラルの禁止は、先に挙げたクルアーンにおけるマイスィル（投機）の禁止に由来している。イスラームが禁じているのは情報の欠如や制御が効かないことで生じる不確実性である (Iqbal and Mirakhor [2007])。すなわち、契約を結ぶ当事者が情報を隠していたり、契約の対象となるモノを契約者が操作することができないような状況を想定している。古典的な例としては、まだ捕まえていない鳥や魚、まだ生まれていない子ヤギの売買などである。利子の禁止と同様に、不確実性の禁止も現代の経済において非常に不都合なものである。しかし、現代における従来の金融分野が、情報の非対称性や不確実性によって生じる問題への対処に腐心してきたことを考えると、不確実性の禁止はある意味金融の本質的な問題をとらえているともいえる。投機にはこの不確実性が含まれている。さらに投機は一方の損失のうえに利益が成り立つために、公平性を損なうことも問題とされている。株式や為替の投機がバブルを生じさせ、深刻な経済危機の発端になることを考えると、投機の禁止もまた金融問題

の本質的な問題をとらえ、それを回避しようとする工夫であるといえる。

## 2. イスラーム金融の基本的な取引形態

利子や不確実性によらないイスラーム金融が最も重視する金融取引の形態は、ある事業へ資金を提供し、その事業の成果である利益もしくは損失を事業主と分配する損益分配の方法である。損益分配方式の主な契約は、ムダーラバとムシャーラカである。他方、商品や財の売買を介在させる取引も、損益分配と並ぶ取引形態として用いられている。その代表が、ムラーバハとイジャーラ、イステイスナーである（章末図参照）。

これらがイスラーム金融を構成する基本的な取引形態である。これらを用いて、さまざまな金融サービスが提供されている。たとえば、事業に投資するためにお金を借りる場合には、ムダーラバを使って借入を行い、住宅を購入する場合には、ムシャーラカを使って住宅ローンを組む。これに加えて、近年は新たなイスラーム金融商品が基本的な取引形態から派生的に開発されることがあるため、ふたつ以上の取引形態が複雑に組み合わせられて用いられることも少なくない。たとえば、バイウ・イーナ（二者間で延べ払いと割引で買い戻しを同時に行う現金調達）はマレーシアで新たに考えられた仕組みである。このような新しい取引がイスラームに適合的なものであるためには、基本的な取引形態が果たし得る機能を逸脱してはならない。バイウ・イーナはムラーバハのスキームを応用したものであり、通常ムラーバハ同様、資金の借入サービスに用いられる。

### (1) 損益分配方式

ムダーラバは、資金を提供する主体とその資金で事業を行う主体の二者によって契約が取り交わされる。事業で得た利益を両者で分配する。ムシャーラカは、ある事業に対して銀行が共同出資者として参加する方式である。これも事業で得た利益または損失を関係者で分け合う契約である。これらの契約では、資金の出し手が預金者であった場合、資金の受け手は銀行となるため、銀行のバランスシートの両側で採用される契約である。

## (2) 商品・財介在型方式

ムラーバは、顧客が希望するモノの購入を銀行を通じて行い、同時に銀行が資金の融通も行う。顧客は商品などモノの代金に加えてマークアップを上乗せして銀行に支払うためコスト・プラス契約とも呼ばれる。イジャーラは、リースに相当する。ある財を利用したい主体に代わり銀行がその財を購入し、その利用権を販売する契約である。イステイスナーは、先渡契約であるが、工場や建物などまだできていないものの建設依頼であり、契約時には取引内容の詳細な取り決めが必要となる。一般のプロジェクトファイナンスに近い形態である。

## 3. 銀行の資金調達手段

このような契約が銀行取引で実際にどのように行われているのかについて銀行の財務諸表の項目からみってみる。まず、負債（資金調達）側からみると、イスラーム銀行の預金は、大きく取引預金口座と投資預金口座のふたつに分けられる。取引預金口座は一般の銀行預金と類似している。利子がかず、元本が保証されるアマーナ契約による取引は一般の当座預金とほぼ同様である。一方、マレーシア、シンガポールで主に提供される預金にワディーア預金がある。ワディーア預金は、ヒバ（Hibah）と呼ばれる贈答分としての金銭を受け取るが、これが事実上の利息となる（吉田[2008]）。一方、投資預金口座は、元本が保証される通常の預金と比べると、むしろ株式に近い性格をもつ。投資預金口座はさらに投資勘定と特別投資勘定に分けられる。投資勘定には、ムダーラバや管理委託手数料のワカーラなどがある。特別投資勘定には、ムダーラバやムシャーラカがあり、この特別投資勘定は銀行預金という性格からは大きく離れ、プライベート・エクイティやベンチャーキャピタルのような性格をもつ。

## 4. 銀行の投資手段

つぎに3.で調達された資金がどのように投資されているのか、資産（投

資)側からみても。主な勘定である投資勘定・特別投資勘定は損益分配方式にもとづき契約が行われる。先に述べたようにイスラーム金融では、損益分配方式が最も重視されるため、銀行がその方式で顧客から集めた資金は、同じように損益分配方式で運用することが望ましい。しかし、現実にはそれほど単純ではなく、実際にはどの国においても損益分配方式はそれほど多くはないのが実情である。本書でも、第3章のエジプト、第6章の湾岸諸国、第8章のインドネシアで具体的な数字を挙げて、イスラーム金融機関の資産でムラーバハの占める割合が圧倒的に多いことを示している。Aggarwal and Yousef [2000]もイスラーム銀行の資産のなかで損益分配方式による長期投資は少なく、商品・財介在型であるムラーバハによる短期の運用が多いことの問題を指摘している。第11章ではこの問題を、銀行がムダーラバ契約(中長期)で調達した資金をムラーバハ契約(短期)で運用するときを生じる流動性管理の問題として分析している。ムラーバハのほかには、やはり損益分配方式ではないイジャラ(リース)、イスティスナー(製品の調達や建設資金調達のための金融手法)、サラム(即時一括払い先渡し)が主要な投資(融資)手法となっている。

イスラーム銀行の資産構成をまとめると、短期運用(1年以内)としてムラーバハ、サラム、バイウ・ビタマン・アージュル(マレーシアで用いられる後払いの売買)、中期運用としてイジャラ、イスティスナー、ムダーラバ、ムシャーラカ、長期運用(5年以上)としてムダーラバ、ムシャーラカ、その他手数料ビジネスとして、あらかじめ決められた手数料や委託料に対してサービスを提供するジュアラ、第三者による保証契約であるカファアラ、代理契約であるワカーラなどがある。

## 5. 損益分配方式の問題とムラーバハが多用される背景

ムラーバハなどの財を介在する取引が損益分配方式より多い理由はいくつか考えられる。ムダーラバ、ムシャーラカから受け取るイスラーム金融機関の収益は、契約した事業の成功いかんにかかっている。一般の銀行にもプロジェクトファイナンスなど、返済の原資が融資対象となる事業から

のキャッシュフローや利益に限定される融資がある。この場合、銀行の利益が当該プロジェクトの成否だけに依存するため、通常の銀行融資よりリスクは高く、事業内容およびリスクの評価とモニタリングが非常に重要になる。しかし、この場合でも金利はあらかじめ決められており、損失もある程度限定的である。一方、イスラーム金融の損益分配方式の場合、たとえば2:8などあらかじめ決められた分配率により収益も損失も応分に受益・負担する。そのため高度なリスク評価やモニタリング技術が必要となる。しかし、どの国でもイスラーム金融にかかわる人材は十分とはいえず、実際に損益分配方式を中心に事業を行える段階ではないといえる。また多くの国でイスラーム銀行の規模が小さくムダーラバヤムシャーラカなどの中長期で規模の大きい事業に十分な資金を提供できる規模ではないことも挙げられよう。

つぎに考えられるのが、従来の銀行商品との類似性である。ムラーバハ、イジャーラは繰り延べ払いの契約である。イステイスナー、サラムは先渡し契約である。これらはモノを通じてはいるが、異なる時点での取引であり、従来の金利を支払う取引と類似している。さらに金利をとまなう負債の本質は、債務不履行になった際に支配権 (control rights) が債権者側に移る点である。ムラーバハも借り手が支払えない場合、対象物の抵当権はイスラーム金融側に戻る点で類似している。このため、イスラーム金融機関にとっても借り手にとっても、担保が確保される従来の借入 (住宅ローンや自動車ローンなど) と大きな違いがなく取引が出来ることもムラーバハが主流である原因のひとつであると思われる。しかし、こうした実態に対しては、損益分配方式を重視するイスラーム金融の理念にそぐわないとする学者もいることも事実である。

## 第2節 イスラーム金融と国家

### 1. 国家とイスラーム金融の関係

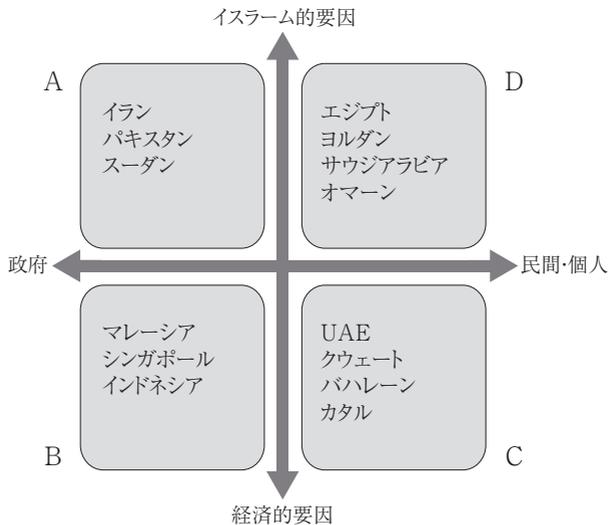
これまでみてきたように、イスラーム金融はイスラームの経済理念にもとづいており、世界各地のイスラーム金融機関はこの共通の原則にもとづいて業務を行っている。しかし実際には、イスラーム金融は実践される国・地域によってさまざまな違いをもっている。これはそれらの国・地域の商慣行や制度の違いにも由来するが、もっとも大きな違いは、国家がイスラーム金融に対してどのようなかわり方をしているかによる。

本節では、その事実をどのように整理できるかについて考えてみる。非イスラーム国にとってイスラーム金融は、金融手段のひとつでしかないが、イスラーム国にとっては、イスラーム金融は時として国全体の運営にもかかわる政治的イシューになる可能性がある。特にイスラーム国における違いが顕著であることから、以下では本書で取り上げるイスラーム国についてみていく。本書で扱われる16の国・地域のうち、英国、フランス、香港、シンガポールを除く12カ国(サウジアラビア、エジプト、ヨルダン、イラン、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、カタール、バハレーン、オマーン、パキスタン、マレーシア、インドネシア)は、イスラーム教徒(ムスリム)が多数を占め、イスラーム諸国会議機構(OIC)に加盟しているイスラーム国である。これにムスリム人口が約15%のシンガポールも含めた13カ国について検討する。

#### (1) 各象限の特徴

図1では、各国のイスラーム金融の現状が国家によって規定されることに着目し、イスラーム金融に対する国家的および社会的な対応のベクトルによって13カ国を4つのグループに分類した。イスラーム金融の実践のあり方の国による現時点での違いを直感的に整理したものである。なお第10章ではこの枠組みを拡張し、イスラーム金融の実践において確認される各国の差異の要因を「イスラーム」と「経済」、「外部」、「内部」に分解した

図1 イスラーム金融に対する国家・社会的要因による類型



- A：1980年代にイスラーム化するためにイスラーム金融を採用した。
  - B：2000年代に経済的利益を得るためにイスラーム金融を推進した。
  - C：イスラーム国として金融取引が選択自由であるためイスラーム金融が増大した。
  - D：政治的な制限のなかでイスラーム金融が黙認ないし隠蔽されてきた。
- (出所) 筆者作成。

うえて、各要因の組み合わせによって生ずる代表的な要因を取り上げ、それについて国ごとの違いを分析している。ここで示す枠組みは、それらのうちイスラーム的要因と外部要因の組み合わせにおける「各国の対イスラーム政策に関する政治的状況」に対応したものである。本序論においてとりわけこの側面に注目するのは、各国のイスラームが直面している政治的・社会的状況が、イスラーム金融の実践を最も大きく規定していると考えからであり、これをまず押さえることで、各章で論じられる国ごとのイスラーム金融の実践の違いをよりの確に理解できるものと期待している。

図1においてAの象限に含まれるのは、イスラーム金融を「政府がイスラーム的要因によって」採用している国々（イランおよびパキスタン）である。これらの国々は1980年代に政府の主導によって「イスラーム化」

を進展させる政策の一環としてイスラーム金融制度を一国全体で採用した事例であり、地域的には西アジアから南アジアの範囲に位置する。本書では触れていないが、アフリカのスーダンもこの範疇に含まれるであろう。

Bの象限に含まれるのは、イスラーム金融を「政府が経済的要因によって」採用している国々（マレーシア、インドネシアおよびシンガポール）である。これらの国々は2000年代にイスラーム世界で経済的利益を上げるために（つまり中東地域の潤沢な石油資金を呼び込むために）イスラーム金融を積極的に採用した事例であり、地域的にはすべて東南アジアに位置する。そして現在までのところ、このような潮流を牽引している代表国はマレーシアである。

これに対しCの象限に含まれるのは、イスラーム金融を「ムスリムである民間および個人が経済的な要因から近年選択してきた」国々であり、これらを構成するのはアラブ首長国連邦、クウェート、バハレーン、カタールなど、湾岸GCC諸国の一部（すべて産油国）である。これらの国々は潤沢な資金を背景にして金融取引が比較的自由であるためにイスラーム金融が拡大した事例であるといえる。

最後にDの象限に含まれる国々では、イスラーム金融を「民間および個人がムスリムとして選択してきた」のに対して、むしろ政府側が政治的な判断からこれを意図的に「黙認」してきたと考えられる。この象限の国々は中東・アラブ諸国のうちエジプト、ヨルダン、サウジアラビア、オマーン等である。東南アジアや南アジアに位置する国々においても1980年代以降はイスラーム主義が顕著な政治的潮流になってきたにもかかわらず、なぜ中東・アラブ諸国においてのみこのようなイスラーム金融に対する抑制的な対応が共通して現れるかについては、別に考察されるべき問題であろう。

こうして対象13カ国をイスラーム金融に対する国家の対応によって類型分けすると、それがある程度地域的な分類にも重なっていることが明らかであるが、このことは必ずしも各グループ内において国ごとのイスラーム金融に対する政策の違いが少ないということを意味してはいない。むしろここで指摘すべきなのは各象限内部における各国の事情の多様性であり、また各国間の差異である。

## (2) 各象限内の差異の大きさ

本書の各論部分で具体的かつ詳細に論じられるように、図1の各象限における各国間の差異は、かなり大きくなる場合がある。まずA象限のイランとパキスタンについて比較すると、パキスタンは1980年代における金融システムの「イスラーム化」政策が総じて失敗に終わったという苦い現実認識から、個別金融機関レベルから再度、イスラーム金融の実践を展開させるべく2000年以降政府と中央銀行が一体となって政策を推し進めており、同国のイスラーム金融は再スタートを切っている（第5章）。これに対し産油国のイランは現在でも1980年代におけるイデオロギー主導的な議論を引きずっており、「イスラーム化」させた金融部門は、すべてイスラーム金融であると主張することで、2000年代以降のイスラーム金融の新たな潮流から距離を置いてきた。また最近ではアフマディネジャード大統領の強硬姿勢から、特に金融面でも制裁措置によってさらに国際的な孤立を強いられている（第4章）。

またB象限の3カ国のうち現時点ではマレーシアが政府主導で新たなイスラーム金融の分野を最も積極的に開拓し、成功を収めている。後発のインドネシアはその後を追おうとしている段階である。シンガポールに関しては、国際金融センターとしての地位を活かし、中東産油国の潤沢なオイルマネーを呼び込むためにイスラーム金融をビジネスチャンスのひとつとみなして参画しようとしている。この事情は香港においても多かれ少なかれ同様のものがあると思われる。

C象限の4カ国はすべて湾岸諸国会議（GCC）に属する国々であり、これらの国々は基本的に産油国である。たとえばアラブ首長国連邦を構成する首長国のひとつドバイはほとんど石油収入に依存しておらず、湾岸地域における流通・金融のハブとしての利便性のうえに発展してきた。また詳細にみれば、各国間でイスラーム金融の資金運用に差異がみられ、必ずしも一律には論じられない。だが総じてC象限内における差異の程度は、他の象限における差異よりも僅少であるといえよう（第6章）。

一方、D象限の内部における差異は複雑かつ微妙である。エジプトではすでに1963年にミート・ガムル貯蓄銀行が設立されており、これが中東・

アラブ諸国におけるイスラーム金融機関の最も早い事例のひとつであったとされる。だがその後はエジプト金融のなかでイスラーム金融はマイナーな存在でしかなく、潜在的な社会的需要はあるにもかかわらず、エジプト政府のイスラーム主義勢力に対する警戒も相まってイスラーム金融が公的に脚光を浴びることはこれまでなかった（第3章）。

ヨルダンでは1978年に初のイスラーム銀行が開設されたが、その後は1997年に新たなイスラーム銀行が設立されるにとどまり、イスラーム金融に対する積極的な施策はほとんどとられてこなかった（第1章）。その背景には政治的イシュー化に対するヨルダン政府の警戒があったとみられ、その意味ではエジプトともある程度共通の側面があるといえる。これと比較してサウジアラビアは実質的にはイスラーム金融が現在大きく発展しており、経済活動のなかにおいて重要な役割を担っている。それにもかかわらず政府が政策的にこれを正式には認めてこなかったために、金融部門における実態が隠蔽されてきたという事情がある（第2章）。それゆえ政府の政策としてはエジプトと共通の方向性を持ちながらも、イスラーム金融が経済活動において占める実際の位置づけは大きく異なっているのである。

これに対しオマーンにおいては近年までイスラーム金融は禁止されてきたが、最近ではイスラーム金融に参入する新しい動きが出てきており、注目に値する（Alam [2009]）。だがこれはあくまでもごく最近の動きであって、C象限に含まれる他のGCC諸国とは明らかに一線を画している。勿論D象限のなかにおいてもオマーンは他の国々と同列に議論できない面が多々ある。

### (3) 西蔵東緩論：差異の認識

以上みてきたように、本書の扱う範囲内においても各国のイスラーム金融に対する対応には多様な差異が存在することが明らかである。だがこれをより巨視的にみれば、マレーシア（およびインドネシア）におけるイスラーム法上の比較的緩い解釈と、中東・アラブ諸国における比較的厳格な解釈の間での差異としてとらえることも可能である。本書では、イスラーム

ム金融の多様性をこのような差異・対立によって把握しようとする見方を「西厳東緩論」と定義している（第10章）。本書の第11章では、イスラーム金融で用いられる流動性管理手法の両地域における変遷を事例として取り上げ、「西厳東緩論」の構図が1990年代から2000年代前半までの時代限定的な性格をまとめたものであり、イスラーム金融の多様性全体は、必ずしも地域的な差異という形ではとらえられないものであると結論づけている。この指摘の意味するところは重要であり、金融取引上の法的な解釈の差異だけをクローズアップして、それをイスラーム金融全体の多様性の本質だとして説明しがちな傾向に対して警鐘を鳴らしている。

しかし、前述した枠組みからもわかるように、国家とイスラームの関係に重点をおいて現在のイスラーム金融のあり方をスナップショットでみた場合、イスラーム金融の違いがかなりの程度イスラームという宗教の地域的なあり方の違いに応じて生じている。金融商品に対する「解釈の違い」にとりわけ注目が集まるのは、イスラーム金融がグローバル化し、地域をまたいだ取引が増加するなかで、そのような取引の現場におけるインターフェイスとなっている金融商品の地域間での「差異」が、当事者たちの感じる最も具体的な違いだと認識されるからなのであろう。

## 2. イスラーム世界とイスラーム金融

イスラーム世界という言葉は英語ではIslamic Worldに相当し、アラビア語ではダール・アル＝イスラーム（Dar al-Islam）に対応するものであるが、元々概念的には極めて曖昧なものであった。戦前の日本では「回教圏」という言葉が用いられているが、1938年に大久保幸次が中心になって設立した回教圏研究所の設立の趣旨（機関紙である雑誌『回教圏』の創刊号に掲載）をみると、政治的・文化的あるいは経済的な有機的実体としての「回教圏」を客観的事実として主張したのではなく、むしろ日本が共に欧米帝国主義列強と「戦う」べき「可能性としての」アジア・アフリカの共同体についての政治的な主張ないし構想というべき性格のものであった。ここで大久保は現在の中国各地方からインドネシア、マレーシア、中央アジ

ア、アフガニスタン、イラン、トルコ、イラク、アラビア半島、エジプト、アルジェリア、エチオピアまでを「回教圏」に含めており、「回教圏」は現代の「イスラーム世界」に照応する広大な世界を指していた。

また翌 1939 年に大日本回教協会によって発刊された『回教世界』には創刊号からしばらく「回教手引」という記事が連載されており（大日本回教協会 [1939b]）、その初回で回教徒の人口的分布を一覧表にしている。これを見ると 1939 年当時のイスラーム教徒人口約 3 億 2000 万人のうち、独立国家に所属しているのは 20% であり、全体の 75% はイギリス、オランダ、フランス等の植民地統治下に置かれていた。

現代における「イスラーム世界」は、いうまでもなくこれと全く様相を異にしている。現在のイスラーム世界について考える場合、公式には『イスラーム諸国会議機構 (OIC)』の加盟国を指すことが多い（小杉 [1998:8]）。現在の OIC 加盟国は 57 カ国（パレスチナを含む）であり、これらの国々が 11 億とも 13 億ともいわれるムスリム人口の大半をカバーしている。本書が対象とする国のうちイスラーム国である 12 カ国は、地域的には東南アジア、南アジア、湾岸、アフリカに跨っており、また人口的にも合計で 6 億 4500 万人（2008 年現在）と世界のムスリム人口の約半分に相当する。このイスラーム世界のなかで、東南アジア、南アジア、中東アラブ地域は戦後それぞれに経済的な発展を経験し、各地域における近代化・工業化のプロセスもこれまである程度地域的な特色をもってきた。こうしたなかで「イスラーム世界」という設定はこれまでのところ経済の領域において実質的な意味をもち得てこなかったといえよう。

イスラーム金融の登場と 2000 年以降の急速な成長は、このような歴史的な経緯をもつ「イスラーム世界」という概念にどのようなインパクトを与えているのだろうか。本書の随所で論じられるように、イスラーム金融は地域間の交流をより活発化させている。たとえば近年中東発のイスラーム銀行は東南アジアで積極的な事業展開を続けている一方で、マレーシアで新たに開発された「イスラーム金融商品」が、中東のイスラーム法学者の間でも賛否両論の渦を引き起こしている。このようにイスラーム金融を媒介として、これまでほとんど話題に上ることのなかった海の向こうの経

済動向やイスラーム法学上の議論が、中東や東南アジアというような地域の枠組みを越えて沸き起こってきている。こうしたイスラーム金融の現状は、ある意味で金融取引という実際の経済活動を媒介とした「イスラーム世界」の実体化を意味しているといえるだろう。そしてこのことは「イスラーム世界」という概念それ自体にこれまでとは異なる新たな意義づけを与えているように思われるのである。

### 第3節 本書の構成

本書は、2部構成になっている。第I部ではイスラーム金融を実践するために16の国・地域がどのような法律、制度をもち、どのような政策をとっているのかについてまとめ、最近のイスラーム金融の動向について概況する。イスラーム金融の中心は銀行であるが、多くの国ではイスラーム銀行と通常の銀行の双方を採用する二重システムをとっている。また銀行の種類は、イスラーム金融を専門に扱うイスラーム専門銀行と一般の銀行がイスラーム金融を扱う窓口（イスラミック・ウィンドウ）をもつ2通りの形態がある。イスラーム金融のための法律についても、特別法をもつ国とまたない国とがある。会計制度などはバハレーンにあるイスラーム金融機関会計監査機構（Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions: AAOIFI）の出している統一的会計監査基準のガイドラインを参考にする国が多い。また、イスラーム金融業務全般に関する規則については、クアラルンプールにあるイスラーム金融サービス委員会（Islam Financial Services Board: IFSB）が提示するイスラーム金融の健全性や持続性を確保するための国際標準的な規則や監督を基準にしている。

まず第1～3章では図1のD象限に相当する国々を取り上げる。ここでは、イスラーム国家であることとイスラーム金融が単純には結びつかないことをヨルダン、サウジアラビア、エジプトの事例から明らかにする。第1章のヨルダンは、イスラーム銀行が1970年代に設立された先駆的な事例といえるが、1990年代後半までその活動は限定的なものであった。

ヨルダン政府がイスラーム金融に対して制限的な政策をとったことがイスラーム金融の発展を抑制した原因であるという見方がある一方で、政府はイスラーム金融を抑制することではなく保護することを意図したことを指摘する。さらにヨルダン経済は湾岸諸国経済に依存していたことが1980年代の景気低迷を招き、それが低調なイスラーム金融の原因であることを述べている。

第2章のサウジアラビアの歴史は、イスラーム国家がイスラーム金融に対して抱える複雑な問題を端的に示している。サウジではイスラーム金融を対象にした法や制度は整備されていないが、実質的にはイスラーム金融が発展している。「金利」は「手数料」と読みかえられ、利子のない当座預金が圧倒的であるなど国民はイスラーム金融を選好している。厳格なイスラーム国家であるサウジでは、王家とワッハブ派の間の金利に関する許容程度の違いがもたらす緊張感が、黙認という態度をとらせてきた。そのサウジでも2000年以降政府がイスラーム金融に対して前向きな方針に転換してきたことの背後には国内政治の安定化もあるが、世界的なイスラーム金融の拡大が影響しているのは他国と同様である。

第3章のエジプトのイスラーム金融も紆余曲折を経ている。1963年に世界でいち早くミート・ガムル貯蓄銀行を設立するなどイスラーム金融の導入は早かったが、アラブ社会主義を標榜する政府とイスラームとの緊張関係がイスラーム金融を周辺的なものとし、さらに銀行や投資会社の個別機関としての経営不振がイスラーム金融への不信感につながったことも、エジプトにおけるイスラーム金融をニッチなものにした。銀行部門が比較的発展しているエジプトでは通常の銀行を利用する国民とイスラーム金融を利用しようとする国民との棲み分けが進み、「金利はハラル」であるというイスラーム権威者によるファトワの存在もイスラーム国家であるエジプトの複雑な実情を反映したものといえる。

続く第4章のイランと第5章のパキスタンは図1ではA象限に位置する。これらの国々は1980年代にイスラーム化を実施した国であり、イスラーム金融の草分け的な事例として取り上げられるが、現在の国際的なイスラーム金融の拡大の潮流の中心からははずれている。第4章のイランは、

イスラーム化によりイランの銀行はすべてイスラーム銀行であることを公言しているが、実質的にはイスラーム金融ではない。さらに現政権がイスラームを政治的に利用している様子を指摘し、第1～3章でみた国々がイスラーム金融を政治的なイシューにしないために苦勞しているのとは対照的に、イスラーム国ではイスラーム金融が政治の道具になることの一例を示す。

第5章のパキスタンでは1960年代から政治・経済・社会のイスラーム化の取り組みが始まり、1970年代に進展した。金融部門においてもビッグバン的なイスラーム化政策をとったが、準備が整わないうえに柔軟性を欠いていたことや、70年代後半の経済悪化にともなう不良債権の増大などでイスラーム化は失敗に終わった。2000年代に入り、パキスタン政府は利子の排除など改めてイスラーム金融の促進に取り組み、新たなイスラーム専門銀行の設立などにより、イスラーム金融が着実に拡大している。

第6～9章では、イスラーム金融が経済的な要因から拡大している湾岸諸国（図1のC象限に相当）、マレーシア、インドネシア（図1のB象限に相当）、そして非イスラーム国を扱う。第6章の湾岸諸国では、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、バハレーン、オマーンのイスラーム銀行の財務諸表から各国の特徴をみる。銀行の投資では他の地域同様ムラーバハが多いが、イジャーラやイステイスナーの割合も他地域と比べると比較的多いこと、資金調達は当座預金が多いサウジや、資金提供者である預金者が銀行に投資先を一任する「非制限的投資勘定」が過半を占めるクウェートなどの違いを明らかにする。また利益率についても当該地域のイスラーム金融機関は相対的に高いことも示す。

第7章のマレーシアは政府が積極的にイスラーム金融の拡大に関与している国であり、そのためにイスラーム金融に対する優遇措置も多くとられている。2008年時点で世界のイスラーム金融資産に占めるイスラーム債券は10%程度であるが、マレーシアはサウジアラビアに次ぐイスラーム債券発行国である。第7章では2007年に始まった世界金融危機の影響を資産価格の下落を通じてイスラーム債券も受けていることを示している。

第8章のインドネシアは、多くのムスリム人口を抱えながら、イスラーム

ム金融としては後発国である。2000年以降徐々にイスラーム金融を促進する政策がとられ始め法律、会計、税などの制度も整いつつある。政府はイスラーム銀行を、銀行システムを強固にするためのひとつの重要な要素とみており、特に中小企業への資金提供窓口となることを期待して政策を進めていることを説明している。

第9章では非イスラーム国のイスラーム金融への取り組みを紹介する。金融先進国である英国、シンガポール、後発ながら政府が積極的な関与を示し始めている香港、フランスの取り組みは、イスラーム金融が今後高度化していくためには必要であり、イスラーム金融がより普遍的な金融取引に発展していくためには非イスラーム国の視点が必要となる。また今後日本がイスラーム金融を取り入れる際の制度設計などで参考になるのは、こうした非イスラーム国である。

第II部では、第I部で明らかになったイスラーム金融の実践のあり方の違いについて分析を行っている。まず、第10章ではこうした差異が生じる要因を「イスラーム」と「経済」、「外部」、「内部」に分解し、さらに各要因の組み合わせによって生ずる代表的な要因を取り上げ、それについて国ごとの違いを考察している。第11章は、グローバル化が進むなかで、これらの多様性は収斂していくのか、それとも多様性を維持していくのか、その方向性について、イスラーム銀行の流動性管理という具体的な金融手法の動向について考察を行っている。

最後に、本書で使用する用語に関して若干補足する。イスラーム銀行 (Islamic Bank) に対して、非イスラーム銀行を英語では conventional bank と称する。私たちが日々利用する銀行はコンベンショナルな銀行であるため、日本語では一般銀行、通常銀行、在来型銀行などの訳語が用いられる。本書でも、コンベンショナル銀行、一般銀行、通常銀行というように統一的に用いることも検討した。しかし、私たち日本人が「通常の銀行」と思っている銀行が、一般的であるとは限らない。植民地支配を経験して独立した国では「一般の銀行」は、西洋的銀行としてとらえることもあり、それぞれの国の成り立ちや経済発展の過程の違いによって表現の方法が異なる。したがって、統一した用語を使う方が読者の利便にかなうことは承知

のうえで、本書ではあえてその国の背景を考慮に入れ、各章の執筆者が理解する conventional bank の訳語を各章でそれぞれに違う用語を使用することになっている。

また、各章で使用されるイスラーム金融用語の表記も、その国で使われている英語表記をもとに日本語（カタカナ）表記にしている。用語の一覧に示すとおり、イスラーム金融の用語はアラビア語を基本として、アラビア語のアルファベット表記、ペルシャ語のアルファベット表記、マレーシア・インドネシアで表記は異なっている。日本人の目からすると、どの表記も大きな差異はないように思えるが、本書はイスラーム金融のなかの地域の多様性に重きを置いたことから、このような差異も重要であると考え、表として掲載し、各章での表記も基本的にこの表に従っている。

#### [参考文献]

##### <日本語文献>

大久保幸次 [1938] 「回教圏研究所設立趣旨」(『回教圏』第1巻第1号7月2-11ページ) 復刻版：1986年7月、ビブリオ。

小杉泰 [1998] 『イスラーム世界』筑摩書房。

小杉泰・長岡慎介 [2010] 『イスラーム銀行—金融と国際経済』山川出版社。

佐藤次高編 [2003] 『イスラーム地域研究の可能性』イスラーム地域研究叢書 I 東京大学出版会。

大日本回教協會 [1939a] 「発刊に際して」(『回教世界』第1巻第1号4月1-3ページ)。

—— [1939b] 「回教手引」(『回教世界』第1巻第1号4月96-101ページ)。

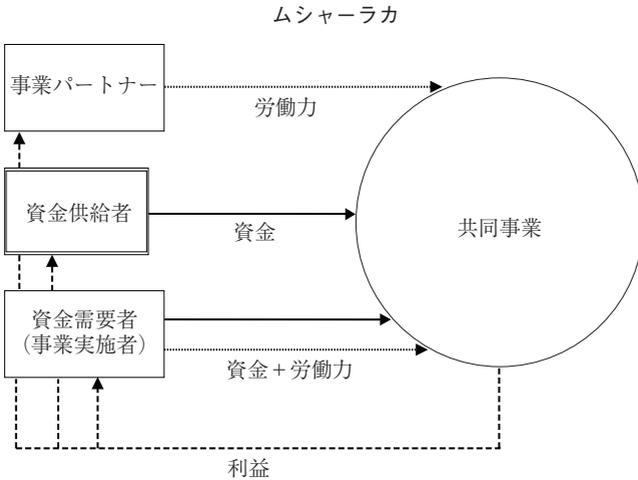
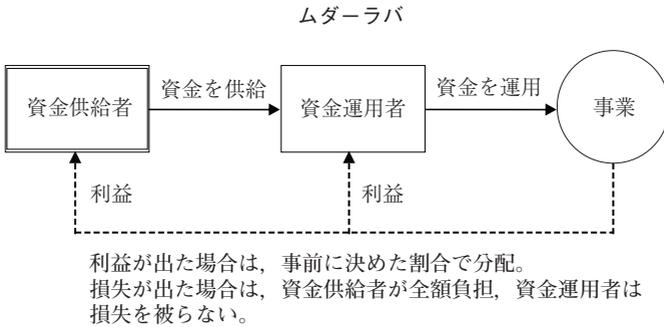
##### <外国語文献>

Aggarwal, Rajesh K, and Tarik Yousef [2000] "Islamic Banks and Investment Financing," *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol. 32, No. 1, pp.93-120.

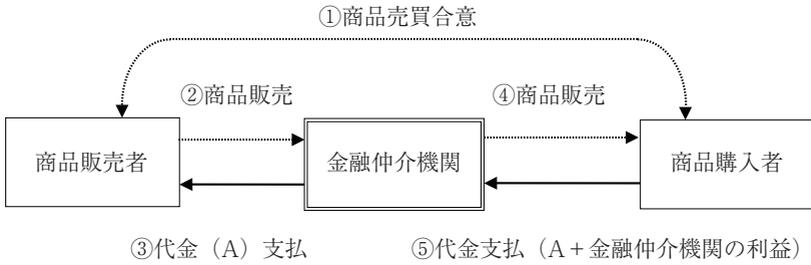
Iqbal, Zamir, and Abbas Mirakhor [2007] *An Introduction to Islamic Finance*, John Wiley & Sons (Asia), Singapore.

Mehre, Alam [2009] "Islamic Finance: Going Strong," *Oman Economic Review Online*, 22 Dec. 2009 ([http://www.oeronline.com/php/2006\\_june/cover.php](http://www.oeronline.com/php/2006_june/cover.php), 2009年12月22日アクセス)。

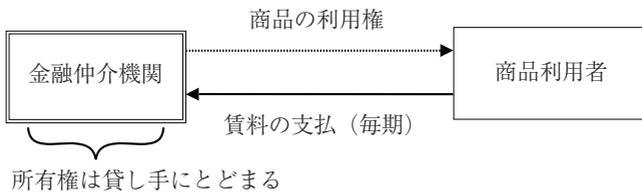
参考資料1 基本的なイスラーム金融の仕組み



## ムラーバ



## イジャアラ



(出所) 筆者作成。

参考資料 2 各国対米ドル為替レート

国名	通貨	対ドル為替レート
エジプト	ポンド (Pound)	5.59*
イラン	リヤル (Rial)	9,984
サウジアラビア	リアル (Riyal)	3.75
UAE	ディルハム (Dirham)	3.67
クウェート	ディナール (Dinar)	3.49
バハレーン	ディナール (Dinar)	2.66
カタール	リヤール (Riyal)	3.64
オマーン	リヤール (Riyal)	0.38
パキスタン	ルピー (Rupee)	84.26
ヨルダン	ディナール (Dinar)	0.71*
マレーシア	リングギ (Ringgit)	3.42
インドネシア	ルピア (Rupiah)	9,400
イギリス	ポンド (Pound)	1.62
シンガポール	ドル (Dollar)	2.20

(出所) IMF, *International Financial Statistics*。

(注) \* は 2009 年 6 月現在, 他は 2009 年 12 月現在。

アラビア語読み	アラビア語転写	ベルシャ語読み	ベルシャ語転写
<b>【ア】</b>			
アマーナ	amāna	アマーナト	amānat
イジャーラ	ijāra	エジャーレ	ejāre
イジャーラ・ワ・イクティナーウ	ijāra wa iqtinā'		
イステイスナーウ	istišnā'		
<b>【カ】</b>			
カファーラ	kafāla	カファーラト	kafālat
ガララ	gharar		
カルド・ハサン	qard ḥasan	ガルズ・アル・ハサネ	qarz al- ḥasane
クルアーン	Qur'ān	ゴルアーン	al-Qur'ān
<b>【サ】</b>			
ザカート	zakāt	ザカート	zakāt
サダカ	ṣadaqa	サダゲ	ṣadaqe
シャリーア	sharī'a	シャリーアト	sharī'at
スクーク	ṣukūk		
<b>【タ】</b>			
タカーフル	takāful		
タワッルク	tawarruq	タヴァッロク	tavarroq
<b>【ハ】</b>			
ハラーム	ḥarām	ハラーム	ḥarām
ハラール	ḥalāl	ハラール	ḥalāl
<b>【マ】</b>			
マイシル	maysir		
ムシャーラカ	mushāraka	モシャーレカト	moshārekat
ムダーラバ	muḍāraba	モザーレバ	mozārebe
ムラーバハ	murābaḥa	モラーベハ	morābeḥe
<b>【ラ】</b>			
リバー	ribā	レバー	rebā
<b>【ワ】</b>			
ワカーラ	wakāla	ヴェエカラト	vekālat
ワクフ	waqf	ヴァクフ	vaqf
ワディーア	waḍī'a	ヴァディーエ	vaḍī'e

(出所) 大塚和夫他編 [2002] 『岩波 イスラーム辞典』 岩波書店。北村歳治・吉田悦章 [2008] Iqbal, Zamir, and Abbas Mirakhor [2007] *An Introduction to Islamic Finance*, John Wiley & Banking, Bankinginfo ウェブサイト ([www.bankinginfo.com.my](http://www.bankinginfo.com.my)), Securities Commission

(注) \* マレーシアでの表記はアラビア語の音をアルファベット表記したものであるため、中必ずしも統一されていない。マレーシアでは表記について、アラビア語に近い表記

## 金融グロッサリー

マレーシア語読み	マレーシア語転写*	概説
アマーナ イジャラ	amanah ijarah	信託, 要求払預金 リース契約 リース後購入契約
イスティスナ	istisna'	前払購入 (財・サービスの提供は将来)
ガラル カルド カルド・ハサン	gharar qard qard hassan	連帯保証契約 不確実な要素 資金貸借 無利子の資金貸借, 慈善ローン イスラームの聖典
ザカート	zakat	義務的喜捨 自発的喜捨
シャリーア スクーク	shariah/syariah sukuk	イスラーム法 イスラーム債券
タカフル	takaful	相互扶助, イスラーム式の保険
ハラム ハラール バイ・ビタマン・アジル バイ・イナ ヒバー	haram halal bai' bithaman ajil bai' inah hibah	禁止されたこと (もの) 許容されたこと (もの) 延払販売 資産の売却・買戻 ギフト, 謝礼, 贈与
マイシール ムシャーラカ ムダーラバ ムラーバハ	maisir musyarakah/musharakah mudharabah murabahah	過度の不明瞭性 (賭け事, ギャンブル) 共同出資, 合弁事業 投資家と起業家とのパートナーシップ契約, 利益分担 コスト・プラス (マークアップ) 契約
リバー	riba'	利子
ワカーラ	wakalah	事業代行制度, 代理人 財産寄進制度
ワディーア	wadhih	保管

『現代のイスラム金融』日経 BP 社。

Sons Inc. Bank Negara Malaysia, Your Guide on Basic Concepts and Principles of Islamic

ウェブサイト ([www.sc.com.my](http://www.sc.com.my)) より抜粋, 引用 (2010 年 1 月 19 日アクセス)。

東と表記が異なる場合がある。また, 資料によってアルファベット表記が異なるものもあり, にしようとする傾向があり, カタカナによる読み方もそれに倣っている。

付表 イスラーム金融に関する制度比較

イスラーム金融に関する総合政策方針

サウジアラビア	公式にはすべての金融取引で利息の存在を認めない方針。実態としては利息を手数料と呼び替え、その現実を政府は認めている。サウジ通貨庁は銀行に増加するイスラーム金融の需要に応えるよう奨励
UAE	官民ともにイスラーム金融の拡大に積極的。ドバイ国際金融センター（DIFC）の推進業務としてイスラーム金融の拡大を明記
クウェート	1977年設立のKuwait Finance Houseが独占的な地位を占めていたが、2004年に解禁され一般銀行がイスラーム金融業務へ参入
カタール	湾岸地域の金融センターとして積極的に制度整備。カタール金融センター（QFC）はイスラーム金融を重要部門と位置づけている
バハレーン	流動性管理センター（LMC）、国際イスラーム金融市場（IIFM）、イスラーム金融サービス委員会（IFSB）、イスラーム金融機関会計監査機構（AAOIFI）などを設立し、国際的イスラーム金融センターを目指している
オマーン	一般商業銀行とイスラーム金融との監督体制を区別していない。イスラーム金融の導入には消極的
エジプト	イスラーム金融と西欧型銀行とは区別せず規制。エジプト中央銀行は中立的と判断できる
ヨルダン	イスラーム金融のための特別措置法の存在（1978年制定、1985年改正）によって、長らくイスラーム銀行の新規参入を認めてこなかった。2000年の銀行法改正により新規参入が認められるようになった
イラン	2008/2009年の銀行政策パッケージでは金融のイスラーム化を積極的に推進する姿勢はみられず、ただガルズ・アル・ハサネ制度の適用などによって一定の枠を維持しているのみ
パキスタン	建国決議と憲法でイスラーム化が決められている。中央銀行はイスラーム銀行戦略プラン（2008年）で積極的に推進する姿勢を示す
マレーシア	銀行部門：Financial Sector Master Plan（2001年発行） 資本市場：Capital Market Master Plan（同）
インドネシア	中央銀行を中心に中小企業向け貸出の担い手としてイスラーム金融振興策の実施
イギリス	Gordon Brown 財務相（当時）「英国をイスラーム金融のゲートウェイにする」
シンガポール	Goh Chok Tong 上級相「イスラーム金融がなければ国際金融市場として不可欠」

## 人材育成に関する方針（教育機関など）

サウジアラビア	とくに積極的な動きはない
UAE	UAE 大学 Department of Economics & Finance, シェルジャ大学 Department of Accounting, Finance and Economics などイスラーム金融プログラム
クウェート	クウェート大学など
カタール	なし。QFC 内のカタール金融ビジネス・アカデミー（QFBA：Qatar Finance and Business Academy）でイスラーム金融のプログラム
バハレーン	1981 年設立のバハレーン銀行・金融研修所（BIBF）では、国内外から講師を招き、イスラーム金融業務のみならず一般銀行業務、保険業務等の広範かつ多様なプログラム、職業資格講座等を設けている
オマーン	なし
エジプト	イスラーム経済・金融等の教育はアル＝アズハル大学が中心に行っている。その他国立大学（カイロ大学等）にもこのような講座があるが、限定的。各行は自行内に教育・研修プログラムを設けており、また外部・国外のセミナーを利用している
ヨルダン	とくに積極的な動きはない
イラン	なし
パキスタン	政府系：中央銀行内イスラーム・シャリーア・アカデミー, CII（イスラームイデオロギー協議会）, ICAP（パキスタン公認会計士機関）, イスラマバード国際イスラーム大学など。民間：多数の教育機関
マレーシア	① Islamic Banking and Finance Institute Malaysia ② International Centre for Leadership in Finance ③ International Centre of Education in Islamic Finance ④ International Shariah Research Academy for Islamic Finance ⑤ Securities Industry Development Corporation ⑥ Central Banking Services（Bank Negara Malaysia） ⑦一部の大学（イスラーム金融の課程あり）（2010 年 5 月現在）
インドネシア	国家戦略的なものはないが、イスラーム単科大学は増加
イギリス	大学・民間ベースで実施（IFSL の調査では世界一の数）。IFQ を実施
シンガポール	イスラーム団体 MUIS がシャリーア学者奨学金制度を実施。INSEAD 現地分校にコース設置。FSDF による支援。SMU 等がコース設置

## 監督当局

---

サウジアラビア	通常型の銀行と同様に SAMA が監督する。スークなどに関しては金融市場庁（Capital Market Authority）が主管当局
UAE	UAE 中央銀行
DIFC	ドバイ金融サービス庁（DFSA: Dubai Financial Services Authority）。問題発生時は DIFC 法廷と DIFC 調停センターへ
クウェート	クウェート中央銀行
カタル	金融機関については、カタル中央銀行（Qatar Central Bank）。証券市場についてはドーハ証券取引所（Doha Securities Market）が監督。QFC はカタル金融市場庁（Qatar Financial Markets Authority）
バハレーン	バハレーン中央銀行
オマーン	オマーン中央銀行
エジプト	エジプト中央銀行
ヨルダン	銀行部門：Central Bank of Jordan, CBJ 資本市場、投資会社等：Jordan Securities Commission 保険部門：Insurance Commission of Jordan
イラン	中央銀行（CBI）
パキスタン	中央シャリーア裁判所、最高裁判所、中央銀行内シャリーア・ボードおよび各イスラーム専門銀行内シャリーア・ボードが存在している
マレーシア	中央銀行（銀行およびタカフル）、証券委員会（証券業）、投資銀行は中央銀行と証券委員会の両方の監督下
インドネシア	中央銀行（銀行）金融機関資本市場監督庁（証券・保険）
イギリス	Financial Services Authority
シンガポール	Monetary Authority of Singapore

## 根拠法

サウジアラビア	1966年の銀行法。ただし、同銀行法にはイスラーム銀行についての規定はない
UAE	1980年の連邦法 No.10 (Union Law No.10 of 1980)「中央銀行、金融システム及び銀行組織に関する法」
DIFC	2004年、ドバイ首長国法 No.8 (Dubai Law No.9 of 2004)「ドバイ国際金融センター (DIFC ; Dubai International Financial Centre) に関する法」
クウェート	クウェートの金融機関はクウェート中央銀行の監督を受け、中央銀行法 (CBK Law 32/1968) のなかでイスラーム銀行に関する法が含まれている。1977年に修正 (Law 130/1977)
カタル	1993年に制定された「カタル中央銀行法 (Qatar Central Bank Law)」。QFCはカタル金融センター法 QFC Law (Law No.7 of 2005)
バハレーン	監督機関であるバハレーン中央銀行法 (Central Bank of Bahrain and Financial Institutions Law 2006) によって規定されている
オマーン	なし
エジプト	なし。統一銀行法 (法律 2003 年第 88 号) にイスラーム銀行の規定はない。中央銀行はイスラーム金融手法を規定しないまま、その取引を容認している
ヨルダン	銀行法 (2000 年第 28 号) における第 50 ~ 59 条までがイスラーム銀行に関する条項 (詳細は注 1 参照)
イラン	通貨・銀行法 (1972 年 7 月), 銀行国有法 (1979 年 6 月), 銀行管理法 (1979 年 10 月) および無利子銀行法 (1983 年 9 月)
パキスタン	シャリーア法
マレーシア	イスラーム銀行 Islamic Banking Act 1983 タカフル Takaful Act 1984 銀行の対外取引 Exchange Control Act 1953 証券業 Capital Markets and Services Act 2007 国債 Government Funding Act 1983
インドネシア	イスラーム銀行法 (法律 2008 年第 21 号), シャリーア国債法 (法律 2008 年第 19 号), タカフル (法律 1992 年第 2 号)
イギリス	金融サービス・市場法 (FSMA2000: Financial Services and Markets Act 2000)
シンガポール	Banking Act

特別法の有無

サウジアラビア	なし
UAE	1985年の連邦法 No.6 (Federal Law No.6 of 1985)「イスラーム銀行、金融機関及び投資銀行に関する法」、2004年に制定された連邦法 No.8 (Federal Law No.8 of 2004)「金融フリーゾーン法」
DIFC	2004年のDIFC法 (DIFC Law No.13 of 2004)「Law Regulating Islamic Financial Business」とDFSAのイスラーム金融ビジネス・モジュール (ISF) についての規則集
クウェート	「イスラーム銀行に関する法 (CBK Law 32/1968のSection 10)」
カタール	2008年にカタール中央銀行が発行した「Instructions to Banks - March 2008」。QFCはIslamic Finance Rule Book 2007 (ISFI)
バハレーン	イスラーム銀行については、基本的にバハレーン中央銀行法を根拠とした規則 (Rule Book Volume2) が制定されている
オマーン	なし
エジプト	ファイサル・イスラーム銀行設立に関する特別法 (法律 1977年第77号) があったが、1981年に基本的な改正があり、特別な優遇措置はなくなった。イスラーム銀行も他の銀行と同様に投資法で設立され、特別法によるイスラーム銀行の設立は行っていない
ヨルダン	2000年以前には、ヨルダン・イスラーム銀行特別法 (1978年、第13号) が存在したが 2000年の銀行法改正をもって廃止
イラン	上記の無利子銀行法
パキスタン	あり
マレーシア	あり
インドネシア	あり
イギリス	なし
シンガポール	なし

イスラーム銀行免許		形態（專業銀行のみ、ウィンドウと併存？）
サウジアラビア	なし	理念上・シャリーア上は、通常型銀行は存在しないことになっているため、制度上・法律上は專業銀行・通常型銀行の区別はない。ウィンドウの区別はない
UAE	あり	区別なし
クウェート	あり	区別なし
カタル	あり	区別なし
バハレーン	あり	区別なし
オマーン	なし	区別なし
エジプト	なし	区別なし
ヨルダン	あり	従来型銀行によるイスラミック・ウィンドウの開設は認められていない
イラン	なし	法律上すべての銀行はイスラーム法の規定に従わなければならない
パキスタン	あり	併存
マレーシア	あり	併存
インドネシア	あり	併存だが、2008年時点でイスラミック・ウィンドウの資産が親銀行の総資産の50%を超える場合、それ以外の銀行も2023年まで子会社化して專業銀行となる必要がある
イギリス	なし	併存
シンガポール	なし	併存

ナショナル・シャリーア・ボードの有無

サウジアラビア	なし
UAE	内閣の決定によって構成される Higher Shariah Authority (Ministry of Justice and Islamic Affairs 管轄下)
クウェート	中央銀行にはナショナル・シャリーア・ボードは存在しない。問題発生時には、Ministry of Awqaf and Islamic Affairs の Fatwa ボードへ。すべてのイスラーム金融機関にシャリーア・ボードは銀行の株主総会によって任命
カタル	カタル政府による Supreme Shariah Council が存在。QCB によるプルデンシャル規制 (Instructions to Banks in 2008)
バハレーン	中央銀行のナショナル・シャリーア・ボード
オマーン	なし
エジプト	なし。アル＝アズハルやエジプト・ムフティなどはイスラーム金融にファトワーを出す、相互に対立していることも多い
ヨルダン	なし
イラン	なし
パキスタン	なし。中央銀行にはあり
マレーシア	中央銀行と証券委員会にシャリーア諮問委員会 (Shariah Advisory Council: SAC) (金融商品の内容によって役割を分担)
インドネシア	あり。国民シャリーア協議会 (DNS: Dewan Nasional Syariah) 中央銀行内にイスラーム銀行委員会を設置
イギリス	なし
シンガポール	なし

---

 シャリーア・ボードに関する規則
 

---

サウジアラビア	国家としてはなく、個別銀行で対応
UAE	Higher Shariah Authority により認可された Sharia'h Supervision Authority
DIFC	DFSA が Sharia'h Supervisory Board の設置を規定
クウェート	中央銀行法 (article 93 of the CBK Law) にてすべてのイスラーム金融機関にシャリーア・ボード設置義務付け
カタル	すべてのイスラーム金融機関にシャリーア・ボードがあり銀行の経営者と株主総会によって任命
バハレーン	Rulebook にて、すべての銀行にシャリーア・ボード (AAOIFI 統治基準準拠) 設置の義務付け
オマーン	なし
エジプト	なし (各行はそれぞれの定款で規定)。ただし、ふたつのイスラーム専門銀行、ファイサル・イスラーム銀行とエジプト・サウジ金融銀行はそれぞれ国際的な DMI および ABG の一員であり、そのシャリーアボードにも従うとする
ヨルダン	銀行法第 53 条 (さまざまな法学派の見解を参照して共通の利益に資するような判断が必要) 銀行法第 58 条 (株主総会でメンバー 3 名以上を選出。メンバーは議長、代表取締役、メンバー 2 名のいずれかによって招集され、メンバーの 2 名以上の出席が必要、メンバーが 4 名以上の場合にはその過半数の出席が必要。議決は全会一致または多数決。罷免は取締役会の 3 分の 2 以上の議決および株主総会での承認が必要)
イラン	なし
パキスタン	あり。イスラーム金融機関にシャリーア・ボードの設置が義務付けられている
マレーシア	SAC はイスラーム法学者および弁護士などの法律家で構成 SAC のメンバーはファイナンス、経済学、法学などの知識や弁護士や検事などの法律家などの実務経験を有し、それを踏まえてシャリーアの観点から意見を述べるができる人材
インドネシア	各行に設置義務。商業銀行は 2 名、庶民信用銀行は 1 名
イギリス	なし (ただし、監督上はシャリーアガバナンス体制を確認)
シンガポール	なし (ただし、監督上はシャリーアガバナンス体制を確認)

AAOIFI の制度適用国か否か		会計制度 (ムラーバハにおける利子相当部分の取扱)
サウジアラビア	関連国 *	不明
UAE	推奨	AAOIFI 基準を推奨
DIFC	適用	AAOIFI 基準を推奨
クウェート	推奨	AAOIFI 基準を推奨
カタール	適用国	AAOIFI 基準に従う
バハレーン	適用国	AAOIFI 基準に従う
オマーン	非適用国	なし
エジプト	非適用国	ムラーバハからの収益はその他ムダーラバヤムシャーラカからの収入と同一に計上されている
ヨルダン	適用国	原則として AAOIFI 基準に従う
イラン	非適用国	不明
パキスタン	関連国	あり
マレーシア	関連国	中央銀行が発行したふたつのガイドラインに従う (Guidelines on Financial Reporting for Licensed Islamic Banks, Guidelines on International Islamic Bank) いずれのガイドラインにもムラーバハにおける利子相当部分の取扱に関する記述なし
インドネシア	関連国	会計基準 (PSAK102) で規定
イギリス	非適用国	金利と同じ扱い
シンガポール	非適用国	金利と同じ扱い

\* 関連国：AAOIFI 基準を参照

## 優遇税制, 二重課税

---

サウジアラビア	なし
UAE	1980年の連邦法第10条で、銀行は税を免除されるとの規定
DIFC	2009年のDIFC法(DIFC Law No.1 of 2009)「Payment System Settlement Finality Law」によって、DIFC内の所得に対する課税を免除
クウェート	1955年の所得税法(Income Tax Decree No. 3 of 1955)で銀行業への課税が規定
カタール	2006年銀行法(LAW No. (33))で銀行は税を免除されるとの規定
QFC	QFCの税制 Regulation No 14: QFC Tax Regulationsにおいて、一般銀行と同様優遇課税なし
バハレーン	2006年の銀行法(Central Bank of Bahrain and Financial Institutions Law 2006)により、銀行は税を免除されるとの規定
オマーン	なし
エジプト	なし(投資法では免税措置などが通常に行われている)
ヨルダン	銀行法第59条 銀行の投資利益は全額課税対象(従来型銀行と同率を適用) Investment Account, Muqharadha Bond, Investment Portfolio, Investment Fundからの投資利益は、各勘定および債券価格の10%まで免税
イラン	なし
パキスタン	優遇税制
マレーシア	イスラーム金融商品、発行体、投資家(機関投資家・個人投資家)それぞれに対応して免除などの優遇税制あり(詳細は注2を参照)
インドネシア	2009年第42号法律(1983年第8号付加価値税および奢侈税の改正法)で、二重課税回避。所得税のみ課税
イギリス	二重課税回避, イコールフットイング
シンガポール	二重課税回避, イコールフットイング

金融機関数

サウジアラビア	20 行 (内サウジ銀行 12 行)
UAE	国内銀行 24 行, 外国銀行 28 行, 投資会社 16 社, 金融会社 16 社, 両替商 105 社 (2009 年 3 月)。ただし, DIFC を除く。
DIFC	350 行以上 (2007 年)
クウェート	銀行 18 行, 投資会社 100 社, 両替商 38 社, 投資ファンド 112 社 (2010 年 2 月時点)
カタル	銀行 17 行, 投資会社 4 社
バハレーン	2008 年 7 月時点で 409 の金融機関が存在。うち 125 が銀行
オマーン	商業銀行 18 行 (2008 年)
エジプト	39 行 (2009 年 3 月末)。国営商業銀行 3 行。民間商業銀行 26 行 (イスラーム金融機関含む)。外国銀行支店 7 行。特殊銀行 3 行
ヨルダン	ヨルダン国内全体: 商業銀行 (13 行), 外国銀行 (8 行), イスラーム銀行 (3 行), 特定金融機関 (3 行), 両替商 (アンマン市内: 122, 市外 76)
イラン	国有銀行 11 行, 民間銀行 6 行, 他にガルズ・アル・ハサネ基金約 6000
パキスタン	2009 年 9 月 30 日時点で 40 の銀行が存在し, その内国営銀行 (4 行), 外国銀行 (7 行), 特定銀行 (4 行), 民間銀行 (25 行)
マレーシア	商業銀行 40 行, 投資銀行 15 行, 投資信託会社 39 社, 不動産投資信託会社 14 社, 証券ブローカー 20 社 (投資銀行を除く), ファンド・マネジメント会社 32 社 (2010 年 6 月現在)
インドネシア	商業銀行 123 行, 庶民信用銀行 1715 行 (2010 年 6 月現在)
イギリス	397 行
シンガポール	30 行 (full bank)

## イスラーム金融機関数

サウジアラビア	4 行
UAE	5 行 (CIBAFI 登録)
DIFC	2008 年に DSFA がイスラーム金融機関 3 行, イスラミック・ウィンドウ企業 2 社を認可
クウェート	イスラーム銀行 15 行, イスラーム投資会社 33 社 (2007 年 3 月現在)。13 行 (CIBAFI 登録)
カタール	3 行 (CIBAFI 登録)
QFC	2 行 (Qatar First Investment と Bank and Al Mal Bank)
バハレーン	イスラーム金融機関は 26 行, イスラーム銀行は 14 行 (CIBFI [2006])
オマーン	存在しない
エジプト	専業銀行 2 行 (ファイサル・イスラーム銀行 (FIBE) とサウジ金融銀行 (ESFB))。兼業銀行ではミスル銀行と国家開発銀行 (NBD) が多くの支店をもつ。兼業銀行 3 つが合併した UB はイスラーム・ウィンドウを展開している。その他, 少数 (1 ないし 2) のイスラーム支店をもつ銀行が数行ある。エジプト中央銀行はイスラーム銀行に関して確たるデータを出していないと言及されることが多い
ヨルダン	3 行 (2010 年 7 月現在) (注 3)
イラン	すべての金融機関は名目上イスラーム金融機関である
パキスタン	イスラーム専業銀行 6 行, 14 の従来型銀行でイスラーム金融業務ウィンドウは 220, モダーラバ会社は 41 社, イスラーム投資信託社が 17 社, イスラーム保険社が 4 社
マレーシア	イスラーム銀行 17 行, ウィンドウ 16 行, 国際イスラーム銀行 4 行, タカフル 8 社, リタカフル 4 社, 国際タカフル 1 社, イスラームファンドマネジメント会社 13 社 (2010 年 6 月現在)
インドネシア	イスラーム専業銀行 10 行, ウィンドウ 23 行, イスラーム庶民信用銀行 145 行 (2010 年 6 月現在), タカフル 3 社, ファイナンス会社 16 行
イギリス	5 行 (ウィンドウ 22 行)
シンガポール	1 行 (ウィンドウ 5 ~ 8 行)

ソブリン・スクークの有無

サウジアラビア	純粋なソブリン・スクークはないが、準ソブリン・スクークはいくつか存在（政府系の企業「サウジ電力」の発行したもの）
UAE	ドバイ政府は2009年10月に財務局を通じて総額19.3億ドルを初発行
クウェート	クウェート証券取引所資料では明示されていない
カタール	2003年9月に7億USDのスクーク、2010年6月にスクークと通常債をあわせ11億USDを発行。国際イスラーム金融市場（International Islamic Financial Market (IIFM)）で上場
バハレーン	中央銀行によるイジャラ・スクークとして、2008年3月までに14度発行。2006年末には政府借入の約7割がスクークによるもの
オマーン	なし
エジプト	なし
ヨルダン	なし
イラン	なし
パキスタン	あり
マレーシア	あり。2009年末発行残高：2485億リンギ
インドネシア	あり。5.56兆ルピア(2008年2月発行), 47億ドル(2009年4月発行)
イギリス	なし（検討したが頓挫）
シンガポール	あり（2009年1月公表）

スカーク上場市場, 流通市場	
サウジアラビア	2009年6月にスカークの上場市場が開設されたため今後は非・準ソブリンとも増加の見込み。流通量は少ない
UAE	ドバイ金融市場
DIFC	ナスダック・ドバイ (旧ドバイ国際金融取引所)。20本のスカークが上場 (2010年7月現在)
クウェート	2006/07年に、クウェート証券取引所にて9090万KD発行。クウェート・ファイナンス・ハウスやインベストメント・ダールなど金融大手は海外市場で起債
カタル	カタル証券取引所ではとくに記載なし
バハレーン	バハレーン証券取引所
オマーン	なし
エジプト	未発達
ヨルダン	なし
イラン	テヘラン株式市場
パキスタン	カラチ証券取引所
マレーシア	上場市場：ブルサ・マレーシア 流通市場：売買回転率 70.89% (2009年)
インドネシア	インドネシア証券取引所：30件上場 (2010年1月現在)
イギリス	ロンドン証券取引所に20ほど上場。店頭取引での流通多
シンガポール	なし

(出所) 各章著者作成。

(注) 1) ヨルダンの根拠法（銀行法 2000 年第 28 号）

第 2 条：イスラーム銀行の定義，第 3 条：銀行法に抵触しない限り他の法律がイスラーム銀行にも適用される，第 90 条：銀行法施行以前にライセンスが与えられたイスラーム銀行はこの法律にもとづくライセンスに移行，第 101 条：銀行法施行前に施行されていたイスラーム銀行関連の法律の廃止

2) マレーシアの優遇税制（2010 年 5 月現在）

- 国際イスラーム銀行および国際タカフル

機関投資家：外貨建て取引による法人所得税の免除および印紙税の免除

個人投資家：イスラーム銀行の非居住者預金から得た収益に対する税の免除

- イスラミック・ファンド・マネジメント

機関投資家：イスラミック・ファンドの運用・管理業務で受領した手数料に対する税の免税

個人投資家：イスラミック・ファンド・マネジメント業従事者の所得税免除（非居住者従業員に限る）

- 発行体

[イスラーム債] 特別目的会社（SPV）の法人所得税免除（ABS の発行に関する所得は除く），SPV によるイスラーム証券の発行費用を控除，証券委員会の承認を得たイスラーム証券の発行に関する費用を控除，印紙税の免除

[イスラーム投資信託] 次の投資から得た収益に対する税の免除（①政府保証付証券，②証券委員会の承認を得た社債（転換社債を除く），③ Bon Simpanan Malaysia，④ ダナハルタ債，⑤ 在マレーシア銀行の預金から得た収益，⑥ 海外投資から得た収益），投資信託業務で得た収益に対する税の免除

[イスラーム REIT] 印紙税の免除，イスラーム REIT から得た所得に対する税の免除（所得の 90% を投資家に分配する場合に限る），次の投資から得た収益に対する税の免除（①政府保証付証券，②証券委員会の承認を得た社債（転換社債を除く），③ Bon Simpanan Malaysia）

- 投資家

[イスラーム証券]

機関投資家：証券委員会の承認を得たイスラーム証券（転換社債を除く）への投資から得た収益に対する税の免除（非居住者に限る），外貨建イスラーム証券（転換社債を除く）への投資から得た収益に対する税の免除（マレーシアで組成された外貨建スクークも含む），スクークの投資および取引における印紙税の免除

個人投資家：次の投資から得た収益に対する税の免除（①政府保証付証券，②証券委員会の承認を得た社債（転換社債を除く），③ Bon Simpanan Malaysia，証券委員会の承認を得たイスラーム証券（転換社債を除く）への投資から得た収益の免税（非居住者に限る），外貨建イスラーム証券（転換社債を除く）への投資から得た収益に対する税の免除（マレーシアで組成された外貨建スクークも含む），スクークの投資および取引における印紙税の免除

[ イスラーム REIT] 投資収益は特別源泉徴収税にもとづいて課税（源泉徴収税率：非企業投資家 15%，外国機関投資家 20%，マレーシア企業は通常通り（2009 年は 25%））、REIT に支払った税額について一定額の税額控除を受けることが可能

[ イスラーム投資信託 ]

配当に対する課税：配当に対する税の免除、外国人投資家が得た配当に対する税の免除、居住者が得た配当に対する税の免除

売却益に対する課税：外国人投資家が得た国内投信の売却益に対する税の免除、居住者が得た国内投信の売却益の免税（金融機関と証券トレーダーは除く）

その他：印紙税の免除

[ シャリーア適格証券 ]

配当に対する課税：外国人投資家が国内株式への投資から得た配当に対する税の免除、居住者が得た配当に対する税の免除

売却益に対する課税：外国人投資家が得た国内株式の売却益に対する税の免除、居住者が得た国内株式の売却益に対する税の免除（金融機関と証券トレーダーは除く）

その他：印紙税の免除

### 3) ヨルダンのイスラーム金融機関

- ① Jordan Islamic Bank for Finance and Investment (JIB) 出資比率：アル＝バラカ銀行グループ（57%）、クウェート投資銀行（12%）
- ② International Islamic Arab Bank (IIAB) 出資比率：アラブ銀行（97%）
- ③ Jordan Dubai Islamic Bank 出資比率：MESC インベストメント（52%）

### 【イスラーム金融機関・国際機関】

AAOIFI: Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions

（イスラーム金融機関会計監査機構）

CIBAFI: General Council for Islamic Banks and Financial Institutions

（イスラーム銀行金融機関諮問委員会）

DIFC: Dubai International Financial Centre（ドバイ国際金融センター）

IDB: Islamic Development Bank（イスラーム開発銀行）

IFRS: International Financial Reporting Standards（国際財務報告基準）

IFSB: Islamic Finance Service Board（イスラーム金融サービス委員会）

OIC: Organization of the Islamic Conference（イスラーム諸国会議機構）

QFC: Qatar Financial Centre（カタール金融センター）